

兵庫県・丹波篠山市市 防災と福祉の連携促進モデル事業

# 災害時個別ケアプラン作成への取組

兵庫県丹波篠山市  
2019.11.6 内閣府

# 災害時要援護者支援の仕組み

## 災害時要援護者の把握（災害対策基本法における要配慮者）



在宅・地域生活者  
(グループホーム、サ高住等含む)

入所者・入院患者  
(特養、老健、精神科病院等)

〔原則として施設等において対応〕

## 避難行動要支援者名簿作成（市町の義務）

災害時に特別な支援を要する人

平常時

災害時

（同意等の有無問わず）

ひょうご防  
災減災推進  
条例  
(平成29年3月)

条例の制定その他の必要な措置の促進  
(第3条第3項)

自主防災組織等による個別支援計画の策定促進  
(第5条第2項)

法定事項

(災害対策基本法)

国指針

避難支援等関係者（自主防災組織等）への  
名簿情報の提供

【災害対策基本法第49条の11第2項】

地域への名簿提供に関する同意確認

同意

意思表示なし

不同意

推定同意条例等

条例等なし

(同意と推定)

災害時に備え  
あらかじめ情報提供

災害時にのみ  
情報提供

(災害時に備え)  
自主防災組織等が  
避難の個別支援計画策定

(災害時に備え)  
各市町で不同意者  
リスト等を管理

避難支援  
関係者等に  
名簿情報提供

- 安否確認
- 課題把握・アセスメント
- サービスへの繋ぎ



# ささやま見守り台帳（平成25年度～）

## ☆登録の目的

- ① 災害時の避難支援
- ② 発災時にできるだけ安全に避難するため、日頃からの見守りに役立つ

## ☆登録対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 介護保険要介護3・4・5認定者
- ③ その他支援を必要と認める方(例えば、独居・高齢者世帯、要介護3以下等)

## ☆登録の状況(R1.5.31)

- ①②の登録対象者 1,557人のうち登録者 245人 登録率 15.7%
- ③の登録者 325人

## ☆見守り台帳の配布先

自治会長、民生委員・児童委員

## ☆見守り台帳の交換

毎年1回(7月～8月)に説明会で一斉交換。日々個別に修正追加

ささやま見守り台帳登録申請書

	自治会長	民生委員
確認日	○月△日	○月○日
確認印	Ⓜ	Ⓜ

ふりがな	ささやま たろう			性別	男
氏名	篠山 太郎			生年月日	昭和 8年 10月 19日 (81才)
住所	篠山市○△□1-2			電話	079-552-0000
				(FAX)	079-552-0000
自治会名	××自治会			世帯人数	本人含む 1 人
支援が必要な理由	身体障害者 自分で車イスを動かすことはできない。				
必要とする支援該当する番号に○をつけてください(複数可)	1 手びき誘導 2 歩行器 3 杖 4 車イス 5 ストレッチャー(担架) 6 手話通訳等 7 その他( )				
特記事項 配慮してほしいことや必要な保健・医療・福祉サービス等を記入	かかりつけ医	すこやか病院 城東 四郎			
	(連絡先)	079-552-1111			
	介護・相談支援事業所	はなやか居宅介護支援事業所			
	(連絡先)	079-552-5346			
緊急連絡先 緊急時に連絡をとる人を記入(※市外も可)	氏名	住所(申請者と同じ場合は省略)	電話	続柄	
	篠山 悟郎	篠山市○△□1-3	090-5555-6666	子の子	
	篠山 華子	神戸市◇◇1-2-3	090-7777-8888	子の妻	
見守り支援者 見守り支援者の同意を得て、記入してください	氏名	住所	連絡先		
	丹南 次郎	篠山市○△□1-5	自宅電話 079-506-4444 携帯電話 090-1111-5555		
	西紀 三郎	篠山市○△□1-6	自宅電話 079-590-6666 携帯電話 080-1111-7777		
篠山市長 様 平成○○年△△月××日					
私は、地域において災害時等の避難支援や平常時の見守り支援を受けたいので、上記の内容について台帳への登録を申請するとともに、次の項目を承諾します。					
①台帳を市の関係部署、消防署、警察署、自治会(自主防災組織を含む)役員、地域の民生委員児童委員、民生児童協力委員、福祉委員、見守り支援者及び社会福祉協議会に提供すること。 ②見守り支援者を自らが選定できない場合は、地域支援者(自治会役員等)が見守り支援者を推薦すること。 ③見守り支援者が不在や被災等により、避難支援ができない場合があること。 ④この台帳は、災害時だけでなく平常時の見守りにも活用されること。					
(申請者)			(代筆者の場合)		
氏名 篠山 太郎 Ⓜ			氏名 _____ 印		
TEL ( )			TEL ( )		
申請者との関係 ( )			申請者との関係 ( )		

この台帳をもらっても、どのようにして避難誘導したらいいのかわからない。

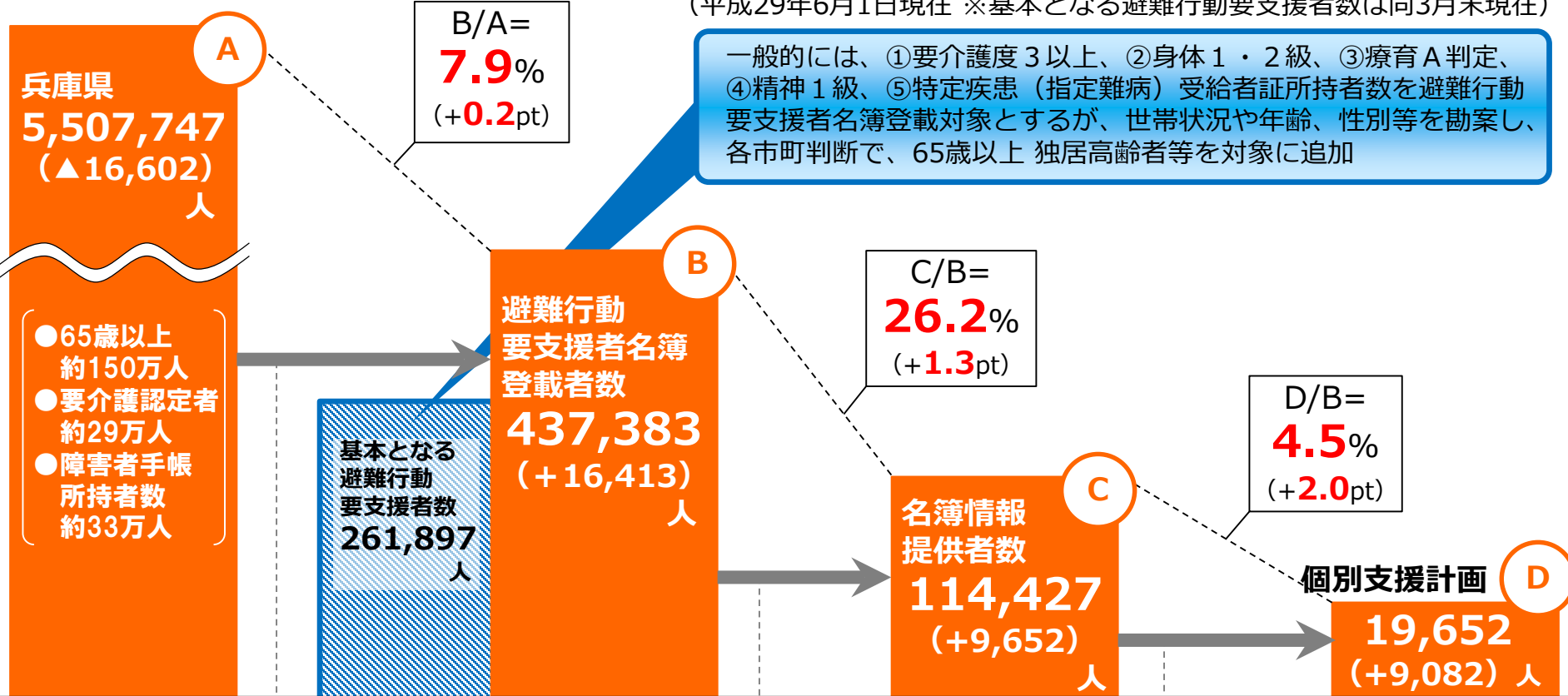


本人と出会ったこともないのに、どうしたいのかわからない。

もっと、登録しないと知らない人がいるのではないか！

# 兵庫県における名簿登載者等の状況

(平成29年6月1日現在 ※基本となる避難行動要支援者数は同3月末現在)



一般的には、①要介護度3以上、②身体1・2級、③療育A判定、④精神1級、⑤特定疾患（指定難病）受給者証所持者数を避難行動要支援者名簿登載対象とするが、世帯状況や年齢、性別等を勘案し、各市町判断で、65歳以上 独居高齢者等を対象に追加



各ステージの課題

- ❑名簿登載に過不足（精度に難）
  - 知覚障害者や精神障害者が欠落
  - 65歳単身世帯を無条件で登載
- ❑更新頻度が不十分
  - 1年単位での更新が中心

- ❑個人情報に嫌気して受取を拒否
- ❑行政から地域に名簿を渡し切り

- ❑救助者が全て同一人物
- ❑要援護者不在で作成
- ❑ケアマネジメントやエンパワメントが欠落

# 避難行動要支援者のための個別支援計画（マイプラン）

基礎情報	氏名	兵庫 一郎	年齢	53 歳	性別	男・女	
	住所	神戸市中央区下山手通 5-10-1					
	電話	078-XXX-XXXX	F A X	078-XXX-XXXX			
	E-mail	Ichiro_Hyogo@abc.com					
家族構成・同居情報等	両親は京都府在住 疎遠でほとんど連絡なし  妹（大阪府在住）が隔週で様子を見に来る  4年前に障害者支援施設を退所後、グループホーム生活を経て、昨年7月から一人暮らし	居住建物	建築時期	昭和 63 年	構造	木造 2 階建	
			耐震診断	未実施	家具固定	未実施	
			※寝室の位置、普段いる部屋等				
要支援情報	介護認定	(認知症) 有・無					
	障害者手帳	身体障害者手帳 3 級 (体幹)、療育手帳 A (知的、自閉症)					
	その他留意事項						
利用中の医療福祉サービス	介護保険 / 総合事業	サービス				電話	
	障害福祉 / 児童福祉	サービス	居宅介護			電話	XXX-XXXX
	医療機関	名称	ひょうご整形外科クリニック			電話	XXX-XXXX
家族等急連絡先	①	氏名	兵庫 はなこ	続柄等	妹	住所	大阪府池田市〇〇〇
	②	氏名	神戸 隆	続柄等	義妹	住所	神戸市中央区〇〇〇
緊急時の情報伝達	できるだけゆっくりと分かりやすい言葉を使用する。 漢字の多い書類は理解が困難であるため、図やひらがな、ルビを活用する。						
特記事項	歩行は可能だが、体幹障害があるため迅速な移動は困難である。 パニックの際は自傷行為の可能性がある。						

避難誘導時の留意事項	介助者による強制的な移動はパニックをもたらす恐れがある。自力歩行が可能であるため、差し迫った危機ではない限り、避難の必要性を分かりやすく説明し、誘導することが望ましい。また、人見知りであるため、できるだけ面識のある近隣住民が支援を行う方が良い。
避難時携行医薬品等	オキシトシン、リスパダール
避難先での留意事項	他人との接触が苦手であり、混雑した環境ではパニックになる可能性が高い。できるだけ個室環境を用意することが望ましい。なお、●●商店の店主 A 氏に信頼を置いており、本人の不安感が大きい場合は A 氏と話をすると落ち着きを取り戻す可能性がある。
避難場所 避難経路	<p>避難場所：〇〇小学校</p>
備考	〇〇小学校の前は道路が狭く、避難者で混雑することが予想されるので、混乱しないようにゆっくりと誘導する。

避難支援者	①	氏名	兵庫 二郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@ggg.or.jp
	②	氏名	兵庫 三郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@hhh.or.jp
	③	氏名	兵庫 四郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@jjj.or.jp

平成 29 年 5 月 20 日

上記の内容について、誤り等がないことを確認しました。

氏名 兵庫 一郎  
代理署名  
(本人との関係)



# 兵庫県の災害時要援護者支援の課題

## 1 避難行動要支援者名簿の精度に問題がある

### □ 各市町で避難行動要支援者名簿の作成は完了しているが、過不足が発生している

- ☞ 本当に支援が必要な重度障害者が漏れている。
- ☞ 単身という理由だけで、本来は支援者側にまわるべき高齢者が含まれている。
- ☞ 要介護度や障害者手帳等級等に基づく機械的な判断だけで登載され、地域の実情に応じた補正が行われてない(要介護2以下だが認知症、療育Bだが行動障害あり等)。

## 2 個人情報の取り扱いに対する過剰な反応がある

### □ 地域（自主防災組織等）が避難行動要支援者名簿の受け取りを拒否する

- ☞ 障害特性や要介護度等の個人情報を含むため、自主防災組織等が受け取りを拒否する。
- ☞ 市町による地域への避難行動要支援者名簿の丸投げととらえる自主防災組織等がある。

### □ 各市町が推定同意規定等を適用することに慎重になっている

- ☞ 推定同意規定等を含む条例を制定しても、その行使には相当慎重になっている。

## 3 地域における関係者間の連携が乏しい

### □ 防災と福祉の連携が進まない

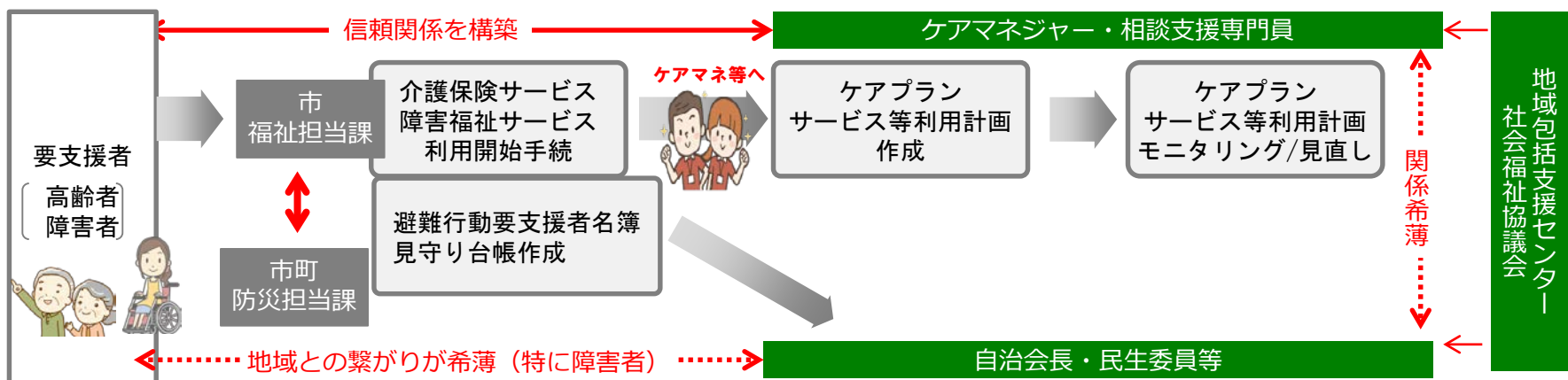
- ☞ 地域に福祉制度に精通した人材が乏しく、避難のための個別支援計画を作成することが難しい。
- ☞ 要援護者本人の心身状況等を熟知したケアマネジャーや相談支援専門員等との接点が乏しい。
- ☞ 地域と福祉専門職を繋ぐキーパーソン(コミュニティ・ソーシャルワーカー等)がいない。

### □ 地域での繋がりの希薄化している

- ☞ 特に障害者は地域との接点が薄く、民生委員ですら存在を把握できてない人もいる。
- ☞ ひきこもりや生活困窮者等行政との接点を持たず、避難情報等を受け取ることができない者がいる。

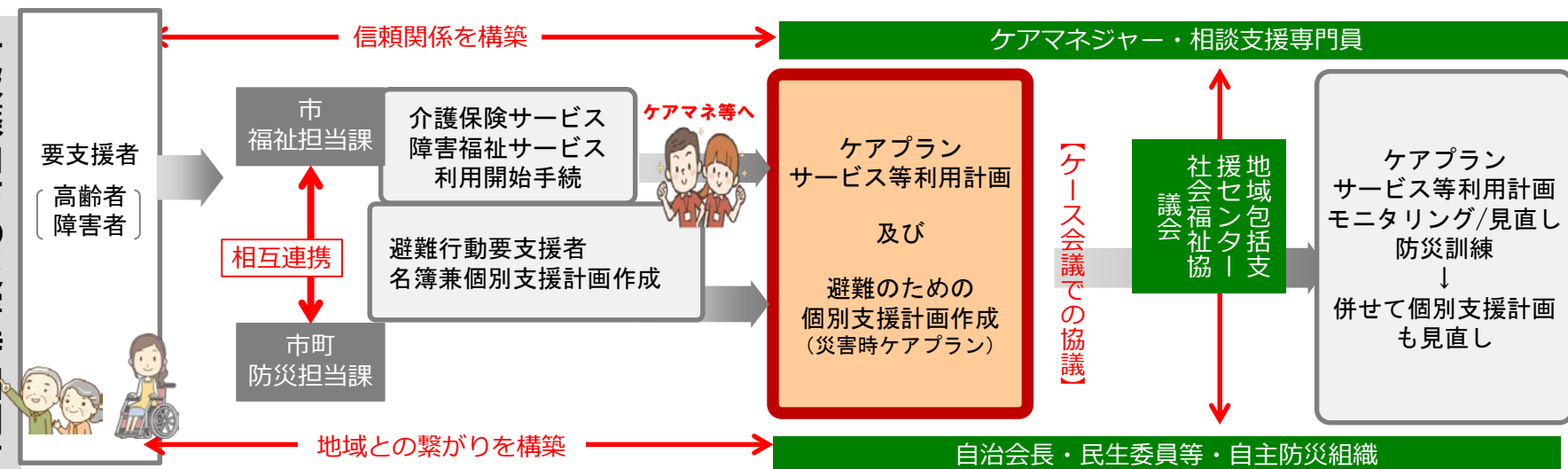
# 災害時ケアプラン(個別支援計画)作成の流れ

## 現行の仕組み



要支援者（特に障害者）と地域との関係が希薄であるため、①計画策定が進まない、②要支援者本人の意思が必ずしも反映されていない、③救出者割当及び移送先避難所の特定が計画の中心になっている（事前準備～災害時の避難～避難後の生活まで含めた内容とは言い難い）。

## 丹波篠山市の災害時個別支援計画モデル事業の仕組み



ケアマネ等が平常時のケアプラン作成時に、職務として（＝報酬を支給）要支援者本人及び地域のアセスメントを行い、自主防災組織等とともに**個別支援計画を「災害時ケアプラン」として作成**する（障害福祉・介護保険のサービスとして報酬改定への反映をめざす）



# 災害時ケアプラン(個別支援計画)作成とは

避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない者や家族だけでは避難が困難な者に対し、個人の具体的な避難支援方法等を定めた計画

避難行動要支援者の一人ひとりについて、本人やその家族を交えて災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成する。



避難行動要支援者の身体状況や生活状況、家族状況等をよく知っているのは、介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員！






# 災害時個別支援計画と見守り台帳を比較し、見守り台帳に不足している項目


ささやま見守り台帳登録申請書

	自治会長	民生委員
確認日	○月△日	○月□日
確認印	①印	②印

ふりがな	ささやま たろう	性別	男	
氏名	篠山 太郎	生年月日	昭和 8年 10月 19日 (81才)	
住所	篠山市〇△□1-2	電話 (FAX)	079-552-0000 079-552-0000	
自治会名	××自治会	世帯人数	本人含む 1 人	
支援が必要な理由	身体障害者 自分で車イスを動かすことはできない。			
必要とする支援 該当する番号に○をつけてください (複数可)	1 手びき誘導 2 歩行器 3 杖 ④ 車イス 5 ストレッチャー(担架) 6 手話通訳等 7 その他( )			
特記事項 配慮してほしいことや必要な保健・医療・福祉サービス等を記入	かかりつけ医 (連絡先)	すこやか病院 城東 四郎 079-552-1111		
	介護・相談支援事業所 (連絡先)	はなやか居宅介護支援事業所 079-552-5346		
緊急連絡先	氏名	住所 (申請者と同じ場合は省略)	電話	続柄
緊急時に連絡をとる人 を記入 (※市外も可)	篠山 悟郎	篠山市〇△□1-3	090-5555-6666	子の子
	篠山 華子	神戸市〇◇□1-2-3	090-7777-8888	子の妻
見守り支援者	氏名	住所	連絡先	
見守り支援者の同意を得て、記入してください	丹南 次郎	篠山市〇△□1-5	自宅電話 079-506-4444 携帯電話 090-1111-5555	
	西紀 三郎	篠山市〇△□1-6	自宅電話 079-590-6666 携帯電話 080-1111-7777	
篠山市長 様 平成〇〇年△△月××日 私は、地域において災害時等の避難支援や平常時の見守り支援を受けたいので、上記の内容について台帳への登録を申請するとともに、次の項目を承諾します。 ①台帳を市の関係部署、消防署、警察署、自治会(自主防災組織を含む)役員、地域の民生委員児童委員、民生児童協力委員、福祉委員、見守り支援者及び社会福祉協議会に提供すること。 ②見守り支援者を自らが選定できない場合は、地域支援者(自治会役員等)が見守り支援者を推薦すること。 ③見守り支援者が不在や被災等により、避難支援ができない場合があること。 ④この台帳は、災害時だけでなく平常時の見守りにも活用されること。				
(申請者)		(代筆者の場合)		
氏名 篠山 太郎 ①印		氏名 _____ 印 TEL ( ) 申請者との関係 ( )		

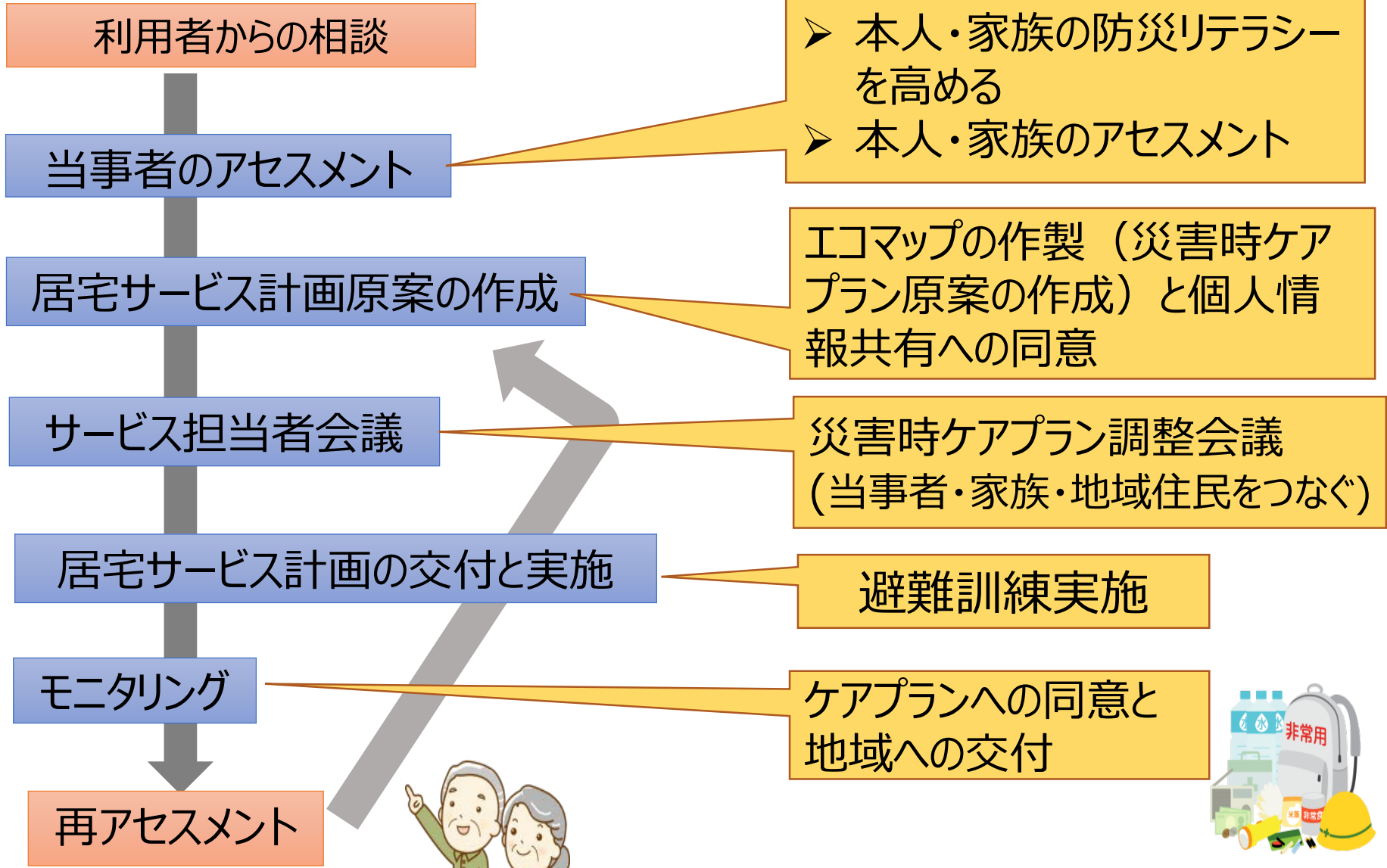
- ① 家族構成、同居情報 
- ② 建築年数、住宅平面図 
- ③ 要介護認定度、障害者手帳等 
- ④ 緊急時の伝達情報
- ⑤ 避難時携行医薬品等 
- ⑥ 避難所で必要な支援 
- ⑦ 避難場所、避難経路

 ケアマネジャー等が把握している項目

※市外登録者等の記載情報を変更される場合は、市地域福祉課(TEL079-552-5346)まで連絡をお願いします。

# 介護保険のケアマネジメント

# 災害時のケアマネジメント



# 災害時のケアマネジメント実施にあたって、介護支援専門員の不安 (介護支援専門員へのアンケート調査結果)

- 本人・家族のアセスメント
- 本人・家族の防災リテラシーを高める

本人・家族の理解が得られるか

エコマップの作製（災害時ケアプラン原案の作成）

地域の実情を知らない

帳票作成に時間がかからないか

災害時ケアプラン調整会議  
(当事者・家族・地域住民をつなぐ)

本人と地域の  
支援者との調整

避難訓練実施

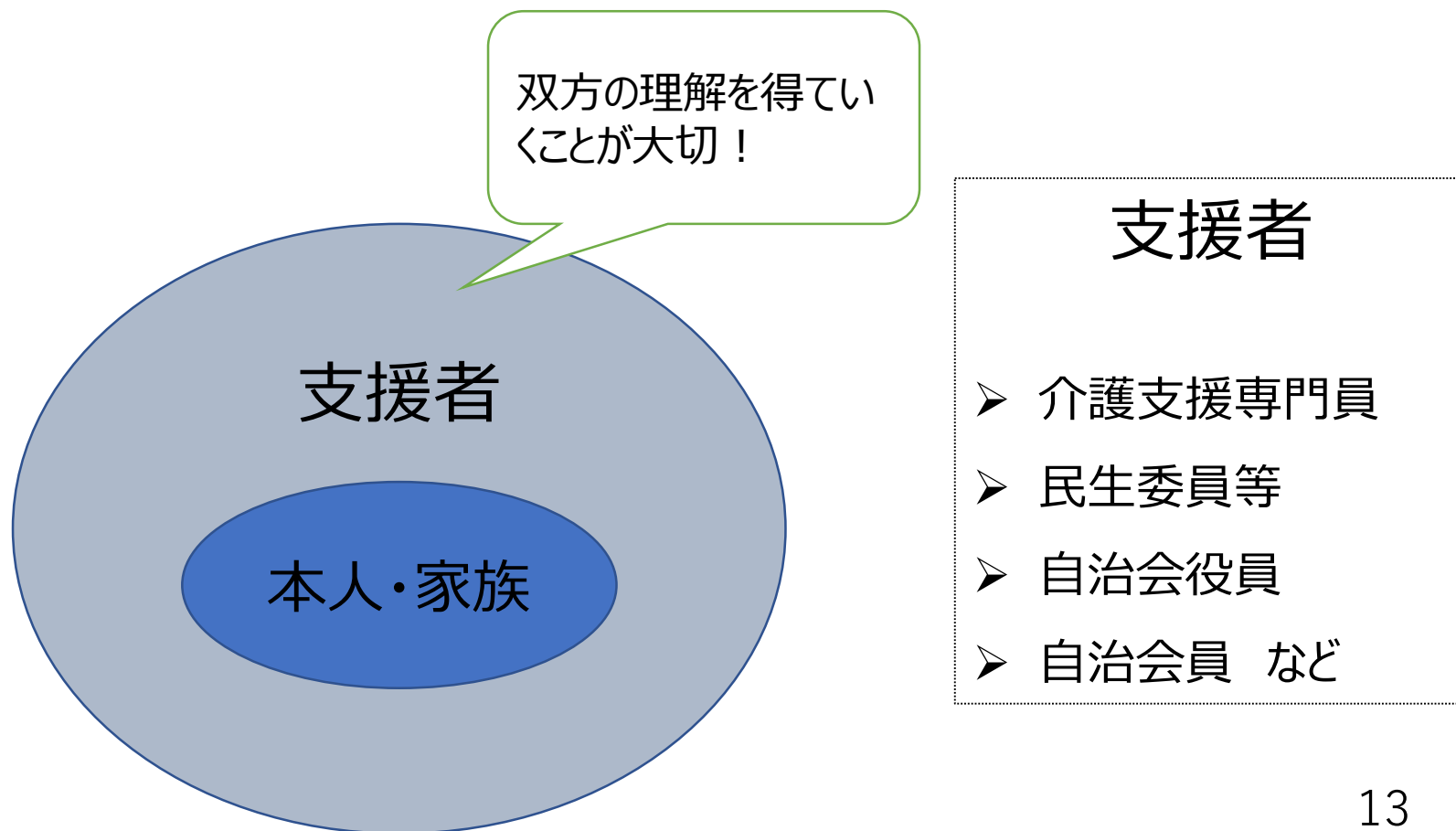
避難訓練実施に  
向けての調整・  
交渉ができるか

地域住民の理解  
が得られるか

ケアプランへの同意と  
地域への交付



# 災害時ケアマネジメントを進めるために行った研修会





# アセスメントのツール「安心防災帳」



## 使用効果

- 利用者・家族が自身の防災意識や備えを確認でき、減災への意識が高まる。
- 自分の身体状況や必要な支援を地域にオープンにする必要性が芽生える。
- 自助・互助が分かりやすい。

## 災害時個別支援理解研修①

地域の災害時要支援者のことをもっと知ろう！平成31年3月20日

目的:災害時個別支援計画の必要性を理解する、避難誘導の方法を学ぶ  
対象:民生委員・児童委員全員

## 災害時個別支援理解研修②

モデル事業対象自治会員へのモデル事業趣旨説明 令和元年5月27日

目的:モデル事業趣旨説明、災害時個別支援計画の必要性を理解する  
対象:対象自治会員

## 災害時個別支援理解研修③（防災意識向上研修）

だれ一人とり残さない防災を目指して！ 令和元年5月30日

目的:モデル事業趣旨説明、災害時個別支援計画の必要性を理解する  
対象:対象自治会含む小学校区(まちづくり協議会)

## 災害時個別支援理解研修④（福祉理解研修）

モデル事業対象自治会員へ現在までの取組と今後の流れを説明 令和元年8月27日



# 災害時ケアプラン（個別支援計画）作成の実際

## 対象者

- ①要介護5 全介助 独居 女性
- ②要介護3 歩行不安定 首・肩可動域制限 高齢者世帯 女性
- ③要介護1 2本杖歩行 89歳 独居 男性
- ④要介護2 強度の腰痛 日中高齢者世帯 男性

## ① 当事者力アセスメント

介護支援専門員が「自分でつくる安心防災帳」を使い、当事者力アセスメントを行うとともに、避難行動要  
援護者協力者の防災リテラシーの向上を図る。

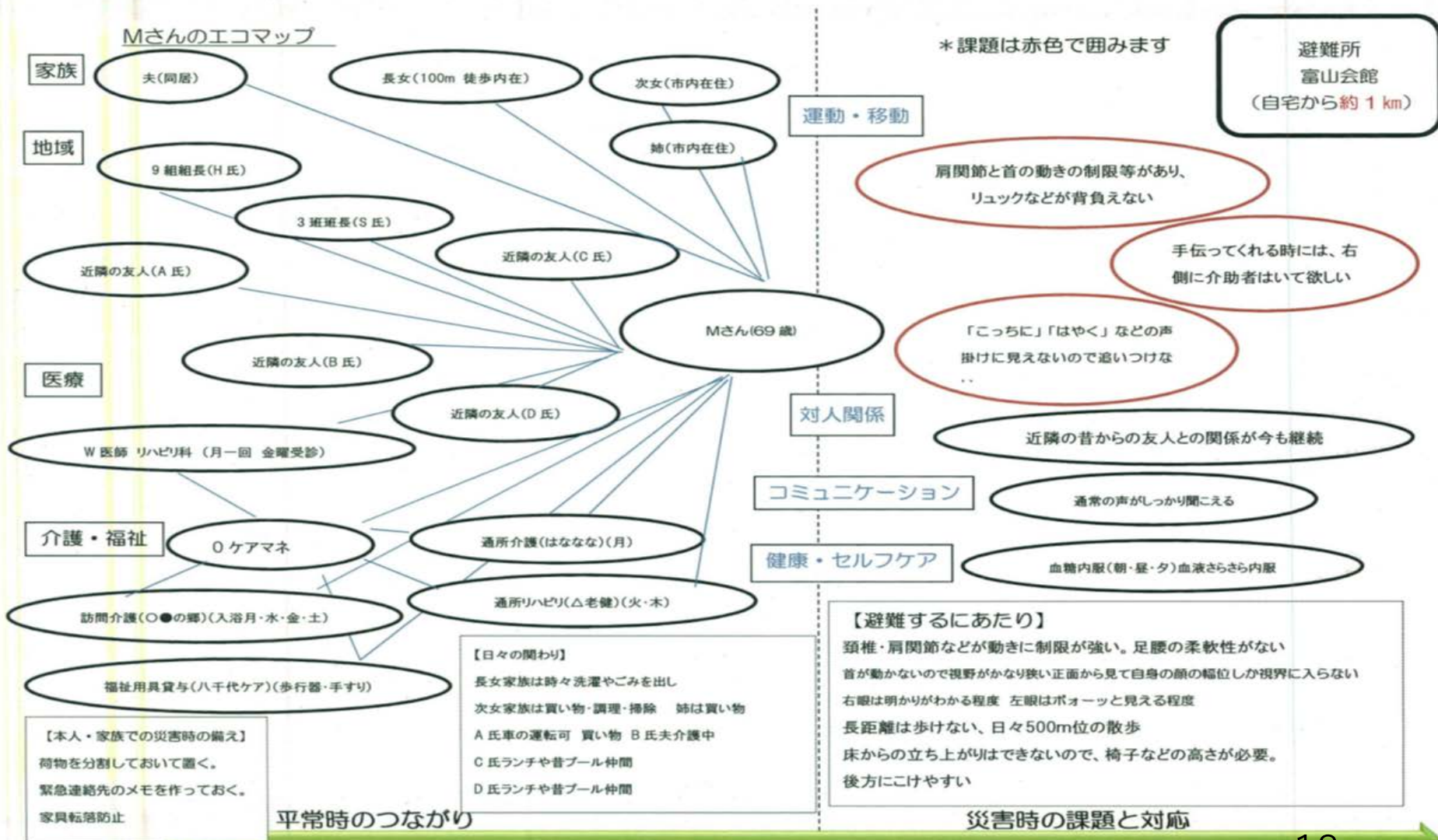


## ② エコマップの作製

介護支援専門員が本人とのアセスメントをもとに、本人の力や災害への備え（自  
助）や避難行動のために必要な支援（互助）について可視化したツール。

# アセスメントからエコマップの作製

エコマップとは、介護支援専門員行ったアセスメントをもとに、平常時の本人の状況、災害時の備え、災害発生時に必要とすることを可視化したものです。



### ③ 個別ケース会議

個別ケース会議は、事前に実施した当事者力アセスメントを基にエコマップを作成し、本人を交えて地域支援者等で具体的な避難支援方法を検討。

#### ポイント

市の担当者や介護支援専門員だけでは続けて行けない。


地域包括支援センター職員や社会福祉協議会の職員にコーディネート役を担ってもらおう。




# ④ 災害時ケアプラン原案作成

## 災害時ケアプラン

令和元年年度 防災と福祉の連携促進プログラム事業

基礎情報	氏名	M	生年月日	昭和 24 年 9 月 17 日 ( 70 歳)	
	住所	丹波篠山市	性別		
	電話	(固定電話) 079-552-0000 (携帯電話) 090-3892-0000	FAX		
	E-Mail				
家族構成・同居情報	家族構成	<input type="checkbox"/> 独居 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯( 2 人) <input type="checkbox"/> その他( 人)			
	同居情報	同年代の夫と共に暮らしている。夫は車に乗るが、最近、疾患に罹り、運転はできない。天々ある程の病氣と弟の病氣も最近治療中。			
居住建物	見取り・屋外への避難経路等	※居室の位置、書斎の位置、屋外までの避難経路等 			
	建物の階数	2 階 (アパート等 階中、自宅は 階)			
要介護認定/手帳状況	要介護認定	3	身体障害者手帳	2級	
医療福祉サービス等	かかりつけ医療機関	〇〇医療センター		電話番号	079-552-X X
	持病/既往歴	大糖尿病、早期胃癌、交通事故により脳神経損傷、右下肢多発骨折、脳梗塞。			
	居宅介護支援事業所/相談支援事業所	居宅介護支援センター		電話番号	0795-552-〇〇
家族等緊急連絡先	①	氏名	M	続柄等	夫
		住所	同様		
	②	氏名	A	続柄等	長女
		住所	市内在住		
緊急時の情報伝達	周辺にて緊急時(災害)が発生した時には、本人の携帯に電話をして情報伝達。本人につながらないときには夫の携帯に電話をかける。				
避難時の課題と支援(配慮すること)方法	※重いものが持てない、(リュックなどで背負うこともできない)→ 荷物を二分割にして準備し、食品は本人が常に持っている物で持参する。 ※音が聴覚具に聞こえにくい(聞き返すなどできない)→ 2m位先に視点が行く、後方に転倒しやすい。 ※目が見えない(右日は明かり、左日はぼーっと見える程度)→ 「こっち」「あっち」「早く」などと絵画的な表現ではわからないので、「右」「左」などと具体的に伝えて欲しい。 ※日常の散歩で500mゆっくり、自分のペースで歩くのが唯一 (長距離歩行人についていけない)→ (長距離歩行人についていけない)→ 災害時の移動手段は、車椅子もしくは、近隣にある自転車に、両サイドからの支援をしてもらい、少しでも振動を受けないように、クッションを本人が準備しておく。				

避難時携行医薬品/介護器具等	持ち出し袋内:処方薬とお薬手帳、保険証(その中に緊急連絡先記載)、携帯(充電器)、貴重品、採取バット、水分(300ml)を数本、歯磨きセット、歩行器、クッション。			
避難先での留意事項	トイレは洋式であれば可能。段差のあることは、10cm位なら可能であるが(後に上げる足が上げにくい)歩行は歩行器であれば可能であるが、床に座ることや、立ち上がりは困難であり、45cm以上の高さが必要。			
避難所情報	地区避難所	富山会館	避難所までの距離	1km位
	指定避難所	岡野小学校	避難所までの距離	1.5km位
福祉避難所の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし				
避難所までの経路				
備考				

避難支援者	①	氏名	東国屋自治会 総全員	電話番号	
		住所			
	②	氏名		電話番号	
		住所			

丹波篠山市長 様  
令和 年 月 日

私は、上記の災害時ケアプランの内容について、誤り等が無いことを確認しました。また、表1の内容を理解するとともに、表2の災害時ケアプランの提供に関して同意します。

【表1】  
 避難支援は、あくまでも普段からの地域の支え合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするもので、避難支援者の任意の協力により行われるものです。避難支援者の方にお断りするものは、できる範囲での支援であり責任を問われるものではありません。また、見守り支援者が不在や就労等により、避難支援ができない場合があります。

【表2】  
 ① 災害時ケアプランを市の関係部署、消防署、警察署に提供すること。  
 ② 災害時ケアプランを地域支援者に提供すること。  
 ※地域支援者とは、自治会(自主防災組織含む。)の役員、民生委員・児童委員、民生児童協力委員、福祉委員等

事業所名:居宅介護支援事業所 氏名 M 印  
 災害時ケアプラン作成者 作成者: U 代経署名 印  
 (本人との関係)

## ⑤ 避難訓練

日時:10月6日(日) 8:30~11:00

場所:東岡屋自治会(避難場所は富山会館)

参加者:約200名

内容:当事者力アセスメント、個別ケース会議を経て、作成した災害時ケアプランに基づき、実際に避難行動要援護者の避難訓練を実施し、災害時ケアプランに基づく避難支援方法の課題等を検証した。



# 災害時ケアマネジメント(個別支援計画作成) で得られたこと

1. 高齢者(災害時避難行動要支援者)やその家族に、災害(防災・減災)への関心が高まった。
2. 高齢者(災害時避難行動要支援者)が地域の方に自分をオープンにする必要性が理解できた。また、オープンにすることで、地域住民とのつながりが再構築できた。
3. 地域住民が、高齢者(災害時避難行動要支援者)のことを受け入れ、自らの事として考えるようになった。仲間意識が深まった。
4. 地域の方に、災害(防災・減災)の関心が高まり、実際に避難訓練を行ったことで、さらに実効性が高まった。
5. 介護支援専門員に災害(防災・減災)への関心が高まった。
6. 行政等の関係機関の連携が深まった。



# 災害時ケアマネジメント(個別支援計画作成)の課題

## (1) 自助・近所(近助)・共助・公助の役割の理解と周知が重要

- ① 本人・家族の理解(自分のことを開示する勇気、本人や家族の備え)
- ② 地域住民の理解(防災の理解と平常時の見守り、災害時の支援)
- ③ 介護支援専門員の理解(事業所長の理解)

ボランティアではできない。労力と時間に見合った報酬が必要

## (2) 介護支援専門員と地域住民(地域組織)をつなぐ仕掛けが必要

- ① 地域住民目線で考え・調整のできる人材
- ② 継続的な関わりができる人材

地域包括支援センター業務は、  
現在で手いっぱい

## (3) 個別支援計画作成の対象者

全ての要配慮者に必要ではあるが、優性順位が必要(まずは、要介護度の高い独居高齢者・高齢者世帯、認知症のある高齢者から)

## (4) 災害時ケアマネジメントを活かすには、福祉と防災だけではできない。

- ① 避難所の開設や運営支援を行う福祉部門以外との連携が重要
- ② 市職員の全員の理解が必要

# 災害時ケアプラン(個別支援計画)作成への取組を進めるには



継続的に関われる  
人材・部署

(例えば 地域包括支援センター)

員 介  
等 護  
の 支  
理 援  
解 専  
門

理 地  
解 域  
住 民  
の

当事者・家族がオープンになる勇気  
当事者と家族の減災に対する理解

両輪が揃ってこそ、前に進める！